

坂戸市自動体外式除細動器（AED）貸出要領（市民健康センター）

（目的）

第1条 この要領は、坂戸市において貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第2条 この要領により貸出を行うAEDは、坂戸市立市民健康センターに配備するAEDとする。

（貸出対象）

第3条 AEDは、次のいずれかに該当する場合に貸出を行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として坂戸市内とする。

- （1）市、または自治会等が主催・共催・後援または協賛する行事
- （2）市民が参加し、または参加が見込まれる行事
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行事

（貸出台数及び貸出期間）

第4条 原則としてAEDの貸出台数は1台とし、貸出期間は貸出日から7日以内とする。

- 2 申請者は、貸出期間の終了日までにAEDを返却しなければならない。

（費用負担）

第5条 AEDの貸出料は、無料とし、貸出期間中におけるAEDの運搬、保管管理等に要する経費は申請者が負担するものとする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他のAEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

（貸出手続）

第6条 AEDの貸出を受けようとするものは、貸出を受けようとする日の原則3か月前から当日までに、事前に電話やFAX等により予約をしなければならない。

- 2 市長は、前項の予約があったときは、自動体外式除細動器（AED）貸出予約受付簿（様式第1号）に必要事項を記入するものとする。
- 3 第1項の予約をしたものがAEDの貸出を受けようとするときは、顔写真付きの本人確認書類等を提示の上、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書

(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、AEDを当該申請者に貸出すものとする。

(遵守事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって常に良好な状態で管理すること。
- (2) AEDを取扱説明書に基づき適切に使用すること。
- (3) AEDを目的以外に使用しないこと。

(使用報告)

第8条 申請者は、借り受けたAEDを使用した場合は、返却時に自動体外式除細動器(AED)使用報告書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

(紛失・破損等報告)

第9条 申請者は、AEDを紛失し、又は破損等させたときは、自動体外式除細動器(AED)紛失・破損等報告書(第4号様式)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 申請者は、故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請者からAEDを返還させることができる。

- (1) 申請者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 申請者が本要領に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。